様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処分名	手数料の還付		
根拠法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第５３号）		（条項）第44条第4項
基準法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第５３号）		（条項）第44条第4項
所管部署	都市計画部　都市計画課		
標準処理期間	１４日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　☑一部・項目のみ記載

大津市屋外広告物条例第４４条第４項ただし書に該当することを基準とし、同項ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、申請等があった際に徴収した手数料について法令に定められた形式上の要件に適合していない等の理由により当該申請を受理することができない場合とする。

参　考

［根拠法令・基準法令］

大津市屋外広告物条例

（手数料）

第４４条　この条例の規定により許可又は登録を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第６条第１項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が立看板、広告旗、はり紙若しくははり札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

２～３　略

４　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することが出来る。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。